平成２２年（フ）第１３５号
静岡県浜松市東区天王町1338番地の１　ハイツ三共ⅡＣ－１、前住所静岡県浜松市東区小池町2562－２　コーポちくまⅡ205
債務者　天野まちここと　アマノ　アリセ　マチコ
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
静岡県浜松市東区天王町1338番地の１　ハイツ三共ⅡＣ－１
債務者　天野クリスチャーネこと　マタ　クリスチャーネ　アマノ
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
静岡県浜松市浜北区八幡493番地の24、前住所静岡県浜松市浜北区八幡493番地の63
債務者　相曾　康博
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
栃木県小山市羽川12―84　ラ・プランタン２―101
債務者　田村　隆治
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８１号
栃木県小山市花垣町１丁目13番６号
債務者　井上セシリアこと　イノウエ　セシリア　ディマアピ
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０１号
愛知県豊川市一宮町宮前80番地
債務者　篠原　由美
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７６３３号
東京都世田谷区太子堂５丁目23―25　郷野方Ｄ号
債務者　藤井夕香里
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６３４号
千葉県船橋市前原東２丁目18―43―303
債務者　林　　英文
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７１９号
東京都江戸川区北小岩７丁目20－４
債務者　掛川　　恵
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４１号
東京都足立区花畑３丁目13―２―１―103
債務者　武藤ゆみ子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４２号
東京都足立区西保木間４丁目12―３―401
債務者　大濱みち子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４４号
東京都足立区足立３丁目19―12　矢野方
債務者　南波　友昭
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４６号
東京都足立区新田１丁目14―６―203
債務者　早苗　利昭
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４７号
東京都墨田区墨田４丁目55―８
債務者　加藤　修一
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７６４号
東京都大田区東蒲田１丁目24―２
債務者　笠倉　彩子
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部